学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間基準(学校保健安全法施行規則第18、19条)

丁汉(二	考え方	感染症の種類及の山麻停止の期間差	選(学校保健安全法施行規則第 18、19 条) 出席停止の期間の基準
	_ <u>ちんカ</u> 感染症予	歴発症の種類 エボラ出血熱	田州停止の期间の基準 治癒するまで
第			1日 <i>心</i> と) 'ひ み 〜
7 一種	防類及感核くの症類には、	ク痘南ペマラの (病 S A R に な S A R に 体 ロ) 中 タロカ の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から 九項までに規定する「新型インフルエン ザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感 染症」は第一種の感染症と見なす。
	空気感染	インフルエンザ及び新型インフ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日
第二	または、飛	ルエンザ(特定鳥インフルエンザ	(幼児にあっては3日)を経過するまで
種	沫感染す る 感染症	を除く。) 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適
	の悠呆症で児童生	日 日 "次	〒
	徒の罹患		T
	が多く、学	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	校におい て流行を 広げる可	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	能性の高	風しん	発しんが消失するまで
	いもの	水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するま で
		結核	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
第	学校教育	コレラ 細菌性赤痢	病状により学校医その他の医師において
第三種	活動を通 じ、学校に	神囷性亦猁 腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがないと認めるまで
作里	おいて流	腸チフス	
	行を広げ	パラチフス	
	る可能性があるま	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	
	があるも の	その他の感染症	
	条件によ って停止の 精置が考 えられる もの	その他の感染症 (溶連菌感染症 A型肝炎、B型肝炎 手足口菌 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。
		45 18	
		など	